

～市民がつくる～  
三木市男女共同参画センター情報誌

# こらぼよ

こらぼーよ  
とは  
Collaboration  
コラボレーション  
(共同・協働)と  
～しようよ  
の組合せ

みんなで  
男女共同参画社会実現  
に向けて活動しようよ

第56号 2021・春



※ 同性パートナーシップ制度って、ご存知ですか？  
※ 望まない妊娠、出産が無くなる社会へ  
※ シリーズ「結婚ってお嫁入りなの??」 第5回目  
※ 今後の男女共同参画センター主催の講座

毎年6月23日から6月29日は「男女共同参画週間」です。

令和3年度のキャッチフレーズは

**「女だから、男だから、ではなく、私だから、の時代へ。」**です。

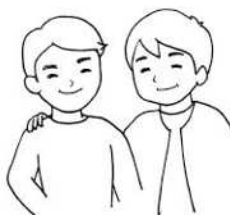
この期間、市役所正面玄関にて啓発パネル展を開催します。  
ぜひ、お立ち寄りいただき、ご高覧ください。

# 「同性パートナーシップ制度」って、 ご存知ですか？



携帯電話の  
家族割引にも  
関係あり!?

先日、子どもの携帯電話の新規契約をしました。当然家族割なども利用して、なるべくお安く…と検討中に見つけた「パートナーシップ」の文字にびっくり!契約の説明ページによると、家族割引は同じ家に住んでいる家族であることが条件なのですが、姓が違う場合必要になる書類の説明の中に、「地方自治体の条例などで発行される同性とのパートナーシップ関係が証明できる公的証明書」というものがあったのです。

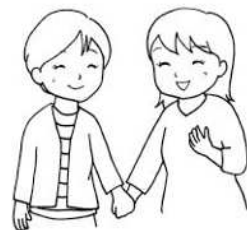


「同性パートナーシップ制度」とは、お互いを人生のパートナーとして日常生活を営むことを約束した同性の2人に対して、自治体が公的に2人の関係性を証明する制度です。令和3年4月の時点で、兵庫県内では8市1町ですでに導入されており、令和3年度中に導入予定の市も1市あるそうです。

この制度のメリットとしては、

- 性的マイノリティ当事者の不安や生きづらさが軽減される
- 性的マイノリティに関する市民の認知が広がる
- 一部サービスを婚姻関係にある者と同様に受けられる

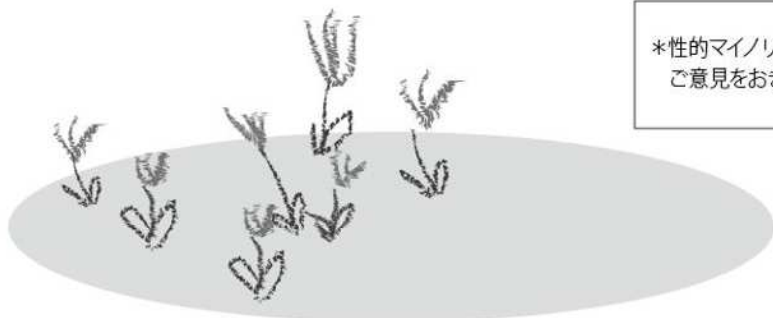
等が挙げられます。



性別は、生物学上の「男」と「女」だけで分けられるものでないことが徐々に認知されつつあります。ある報告によれば日本では人口の8.9% (11人にひとり)が性的マイノリティであるといわれており、生活に何らかの不便や不安や生きづらさを感じています。そのような方への理解を深め、誰もが住みやすい環境が整うよう、より多くの地域で「同性パートナーシップ制度」が採用されたいなと願うばかりです。

(編集委員:A)

\*性的マイノリティに関する  
ご意見をおきかせください。





## 望まない妊娠・出産が無くなる社会へ

同意書	
母体保護法第14条1項ニ号、により人工妊娠中絶を受けることを同意します。	
本人(白書)	
氏名	印
住所	
生年月日	年 月 日生(漢 留)
配偶者またはお相手の方(白書)	
氏名	印
住所	
生年月日	年 月 日生(漢 留)
<連絡先>	氏名

これまで日本では母体保護法の規定により、人工妊娠中絶を行うには「配偶者の同意が必要」とされていましたが、厚生労働省はこの3月、ドメスティックバイオレンス(DV)等で婚姻関係が事実上破綻し、同意を得ることが困難な場合に限り配偶者の同意を不要とする運用指針を作成しました。

背景には、DV被害者の女性が配偶者の同意を得られず、望まない妊娠、出産に追い込まれるケースが相次いでいたことがあります。

この母体保護法では「性暴力」による妊娠の時は中絶が認められています。にもかかわらず、中絶手術を行う際、子の父にあたる男性との訴訟リスクやトラブルを恐れ、男性の同意を求める医療機関が多く、性犯罪被害者なのに「加害者の同意」を求められるといった理不尽な現状があります。

命は決して軽んじてよいものではありません。しかし、すべての人には産むか、産まないか、いつ・何人子どもを持つか決める権利があります。

もし、このような困難な事態に直面することがあっても、一人で悩まず、信頼できる身近な人に先ず相談してください。

また、三木市DV相談室\*等では性暴力被害の相談も受け付けています。



(編集委員:T)

### \* 性暴力被害の相談先 \*

\*三木市DV相談室 ☎0794-82-8300

月曜日～金曜日の9:00～17:00 (祝日、年末年始はお休みです)

\*ひょうご性被害ケアセンターよりせい ☎078-367-7874

月・火・水・金・土曜日の10:00～16:00 (祝日、8月12日～16日、年末年始はお休みです)

\*性暴力に関するSNS相談「Cure Time(キュアタイム)」

毎週 月・水・土曜日の17:00～21:00

ホームページ : <https://curetime.jp>

Twitter : <https://twitter.com/curetime1>

Instagram : <https://www.instagram.com/curetime2020/>



シリーズ

# 「結婚って お嫁入りなの??」

「女性が生きにくい…」「男女共同参画がなかなか進まない…」  
現在課題となっているこのような声は、もう何十年も前からあった  
ものですが、解決できない原因の一つとして考えられるのが「結婚＝  
嫁入り」という多くの人が持っている根強い意識にあるのではないで  
しょうか。

第5回目



戦後、新しい憲法が定められ、「婚姻は両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により維持されなくてはならない」とされました。

明治民法の考え方では、女性は結婚して夫の家に入る「家」制度が基本にあり、結婚はまさに「お嫁入り」だったのです。

戦後の民法では、結婚は対等・平等な2人の結びつきで、そこには嫁・姑という存在も主と従という関係ありません。

けれど、民法で「夫または妻の氏を称する」とされている姓の選択に関しては、現在も約96%の女性が夫の姓に変えており、夫を「主人」という言い方もまだ一般的です。

日本のジェンダーギャップ(男女の違いによって生じる格差)が今、大きくクローズアップされていることは喜ばしいことですが、まず当事者である女性自身がいろいろなところからジェンダーギャップ解消の声を上げていくことが大切です。

子どもを育てながら働くお母さんが求める援助は何でしょうか。

働く女性の半数以上が非正規雇用で、共働きであっても女性が家事・育児・介護の大部分を担っています。

一方、50年、60年を「嫁」として生きてきた人たちは今、残された日々をできるだけ健康で楽しく過ごせたいと願っています。

いろいろな立場の人たちが声を上げ、共感し合って、本当に一人一人が大切にされる社会を作り上げていきたいものです。

(編集委員:K)

### \*\*\* 今後の男女共同参画センター主催の講座 \*\*\*

テーマ	講師	日時	会場
大河ドラマから男女共同参画を読み解く ～渋沢栄一を支えた女性たち～	森田充代さん (古典文学研究家)	6月8日(火) 10:30～12:00	細川町公民館
女のものさし男の定規	黒崎輝美さん (健康いきがづくりアドバイザー)	8月20日(金) 10:00～11:30	自由が丘公民館

※ セミナーは事前申し込みが必要です。

### 三木市男女共同参画センター 愛称 “こらぼーよ”

三木市福井1933-12  
三木市立教育センター3階  
TEL&FAX : 0794-89-2331  
開館日時: 月曜～金曜 9時～17時  
(※祝日を除く)

企画・編集: 情報誌“こらぼーよ”編集グループ  
発行: 三木市男女共同参画センター



こらぼーよ 三木市  
ホームページからも  
ご覧いただけます。



### ✿ 編集後記 ✿

今年度、市内公民館などで、パートナーシップ制度について展示を行う予定です。ぜひ関心をもっていただき、アンケートにもご協力頂けたら幸いです。

(編集委員:A)